

奈良県告示第七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、林堂土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十八年六月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事	吉岡 祥博	葛城市林堂二七九一
〃	木原 行雄	〃 三八一
〃	西川 知晴	〃 三六一三
〃	安川 倭子	〃 二七五
〃	西川 善裕	〃 一七一五
〃	安川 臣巳	〃 二六七
監事	木原 正隆	〃 二九一三
〃	西川 勝行	〃 一八八一

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事	吉岡 祥博	葛城市林堂二七九一
〃	池之側 一志	〃 一九五二
〃	芳岡 君子	〃 三八六三
〃	安川 倭子	〃 二七五
〃	木原 英治	〃 二七四
〃	安川 臣巳	〃 二六七
監事	木原 正隆	〃 二九一三
〃	安川 誠	〃 一七九二